軽井沢町緊急通報装置システム事業

「一人暮らしはなにかと不安、いつも相談できる人がいると助かるのに。」
「離れて暮らす母、父に何かあったら心配！」

このような不安を抱える一人暮らしの高齢者やご家族の方にお応えします。

設置機器

緊急通報装置本体

体調が悪い時、救急車が必要な時、健康相談したい時にボタンを押すとコールセンターに繋がります。スタッフから折り返しお電話させていただきます。
（※別途連絡用携帯電話が必要となります）

ペンダント型送信機

家の中どこでも持ち運びが可能で、トイレやお風呂場でも使用する事ができます。

人感センサー

居間や寝室、玄関等の天井に設置し、既定の時間活動量が少ない場合に自動通報します。

*カメラではありません。

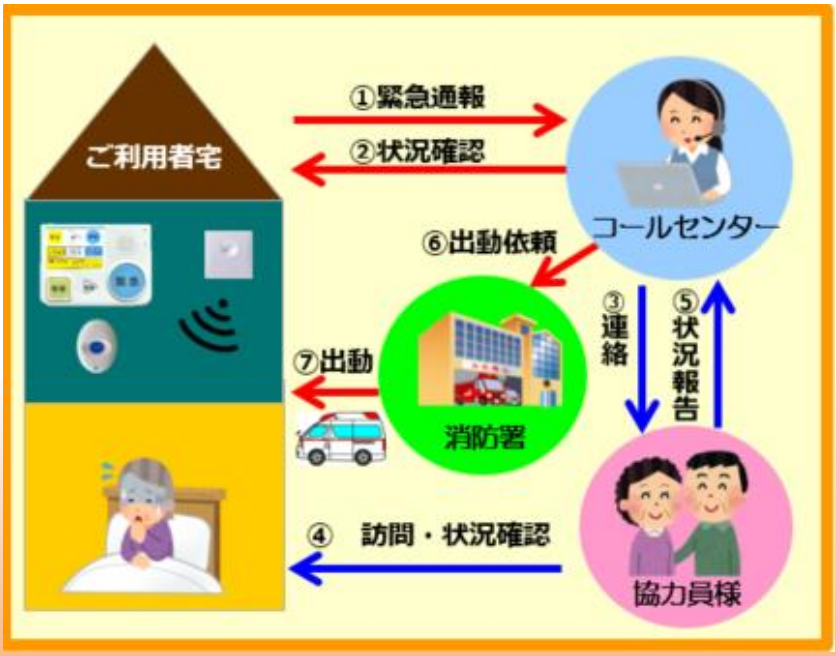

緊急時の対応方法

①緊急通報受信
②ご利用者携帯に架電し状況を確認
③確認不能時は協力員様へ訪問依頼
④協力員様が訪問
⑤コールセンターへ状況報告
⑥必要に応じ出動要請
⑦救急車出動

※③④⑤はご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。

■本事業に関するお問合せ先
軽井沢町　保健福祉課　　TEL:0267-45-3269
立山相談センター（立山科学）TEL：0274-67-5540

申請から設置までの流れ

申請時の注意事項

- 固定電話をお持ちでない方でも設置が出来ます。
- 緊急通報装置では会話ができませんので、お持ちの携帯電話にコールセンターより、折り返しお電話します。
- 事業の利用にあたって、緊急時に利用者宅を訪問し状況確認していただける協力員2名以上の確保と、ご親族の登録が必要です。
  ご近所の方や、ご親族に協力の依頼をお願いいたします。

利用の流れ

- 健康福祉課へ利用申請書を提出してください。
- 役場より利用の可否を通知します。
- 利用が認められた方は、立山相談センターより日程調整のお電話があります。

設置工事について

- 立山相談センターより工事担当者がお伺いします。
- 緊急通報装置本体は、ご利用者の生活状況を確認の上設置します。
- 本体の大きさは、約20ｃｍ×15ｃｍくらいです。
- センサーは、居間、寝室、玄関（基本）の天井に設置します。
- 宅内に動物がいる場合は壁付けになる場合があります。
- ペンダント型送信機は宅内で使用し、持ち出さないようにお願いします。
- コールセンターの電話番号をお知らせいたしますので、登録をお願いします。

1.居間
昼間過ごされるお部屋

2.寝室
夜おやすみになるお部屋

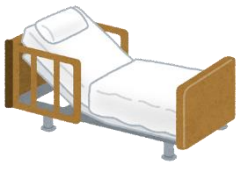

3.玄関
外出される時の主な出入口

※注意事項
通報装置1式はレンタル品ですので、返却出来ない場合は、弁償金（ご利用者負担）が発生する場合があります。